

◎新潟県告示第1190号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業松浦地区に係る換地計画において、次の従前の土地は非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積㎡
新発田市	浦	十二天	594	畑	734
同	同	助橋下	150	同	271
同	同	同	213	同	433
同	同	同	216	同	439
同	同	同	220-1	同	27